

追加資料

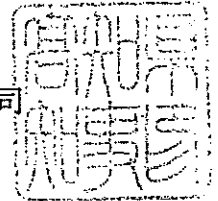
4 高法文第709号

高知県公文書管理委員会 様

高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第1号）第32条第1号の規定により、下記のとおり諮問します。

令和5年2月1日

高知県知事 濱田 省司



記

高知県個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号）の制定による地方公共団体等行政文書の写し等の交付に係る費用の額及び同条例附則第11項の規定による高知県情報公開条例（平成元年高知県条例第1号）の一部改正による公文書の写し等の交付に係る費用の額のうち、多色刷りについて用紙1枚につき20円と定められたことを考慮し、特定歴史公文書等の写しの交付に要する費用のうち多色刷りについて用紙1枚につき50円を20円にするよう高知県公文書等の管理に関する条例施行規則（平成元年高知県規則第36号）別表を一部改正するもの

なお、同規則の一部改正の内容については、別添の新旧対照表のとおりです。

高知県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後

改正前

○高知県公文書等の管理に関する条例施行規則

令和元年11月15日規則第36号

○高知県公文書等の管理に関する条例施行規則

令和元年11月15日規則第36号

別表 (第34条、第35条関係)

別表 (第34条、第35条関係)

特定歴史公文書等の種類	写しの交付の方法	金額
1 文書 (2を除き、複製物を含まむ。)	(1) 用紙に複写したものは複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの (単色刷り)	用紙1枚につき10円
	(2) 用紙に複写したものは複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの (多色刷り)	用紙1枚につき20円
	(3) 複製物である電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの	当該電磁的記録媒体の購入等に要する額
2 電磁的記録及びマイクログラム	(1) 用紙に出力したもの (単色刷り)	用紙1枚につき10円
	(2) 用紙に出力したもの (多色刷り)	用紙1枚につき20円
	(3) 電磁的記録媒体に複写したもの	当該電磁的記録媒体の購入等に要する額
3 特定歴史公文書等の写しを作成したもの	特定歴史公文書等の写しを作成したもの	特定歴史公文書等の写しを作成に要する額

備考 1 用紙は、日本産業規格A列3番までの大きさとし、これを超える大きさの用紙を用いた場合は、日本産業規格A列3番の用紙を用いた場合の枚数に換算して金額を算定する。

特定歴史公文書等の種類	写しの交付の方法	金額
1 文書 (2を除き、複製物を含まむ。)	(1) 用紙に複写したものは複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの (単色刷り)	用紙1枚につき10円
	(2) 用紙に複写したものは複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの (多色刷り)	用紙1枚につき50円
	(3) 複製物である電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの	当該電磁的記録媒体の購入等に要する金額
2 電磁的記録及びマイクログラム	(1) 用紙に出力したもの (単色刷り)	用紙1枚につき10円
	(2) 用紙に出力したもの (多色刷り)	用紙1枚につき50円
	(3) 電磁的記録媒体に複写したもの	当該電磁的記録媒体の購入等に要する金額
3 外部に委託して作成したもの	外部に委託して作成したもの	当該写しの作成に要した委託金額

備考 用紙は、日本産業規格A列3番までの大きさとし、これを超える大きさの用紙を用いた場合は、日本産業規格A列3番の用紙を用いた場合の枚数に換算して金額を算定する。

改正後

2 特定歴史公文書等が両面のものである場合は、その写しは片面ずつ（用紙2枚）として交付する。ただし、特定歴史公文書等の写し等の交付を受けるものの希望等により両面のもものを交付する場合（特定歴史公文書等が片面のものである場合において、両面のものとして交付するときを含む。）は、片面を用紙1枚として金額を算定する。

改正前

（印）